

# 処分場は、どのようなところに建設するのですか？

長期にわたって処分場の安全性が確保できる場所に建設します。

処分場の建設に適した場所は、全国に広く分布していますが、処分場の安全性を確保するため、火山や活断層などを避ける必要があります。そのため、まず「概要調査地区選定上の考慮事項」に従って、文献調査結果をもとに「概要調査地区」を選定します。その後、概要調査、精密調査を行い、段階的に処分場の建設地（処分施設建設地）を選定していきます。処分場は選定された建設地の地質環境（注1）の特徴を十分に考慮して設計します。

処分場の建設地は、概要調査地区の選定→精密調査地区の選定→処分施設建設地の選定の3段階の過程を経て選定されます。

## 選定のための条件

### 概要調査地区の選定

（詳しくは「概要調査地区選定上の考慮事項」をご参照ください。）

#### <法定要件に関する事項>

処分場の安全性を確保するために、文献調査で分かる範囲で下記のような法律に定められた事項を考慮して、処分施設建設地としての適性が明らかに劣る地域を含まないように、概要調査地区を選定します。

- ①地震（断層活動）に関する事項
- ②噴火（火山・火成活動）に関する事項
- ③隆起・侵食に関する事項
- ④第四紀（注2）の未固結堆積物に関する事項
- ⑤鉱物資源に関する事項

#### <付加的に評価する事項>

法定要件に対する適格性が確認された地区を対象に、下記の項目も考慮して、概要調査地区としての特性を総合的に評価し、必要に応じて応募区域の相対比較を行います。

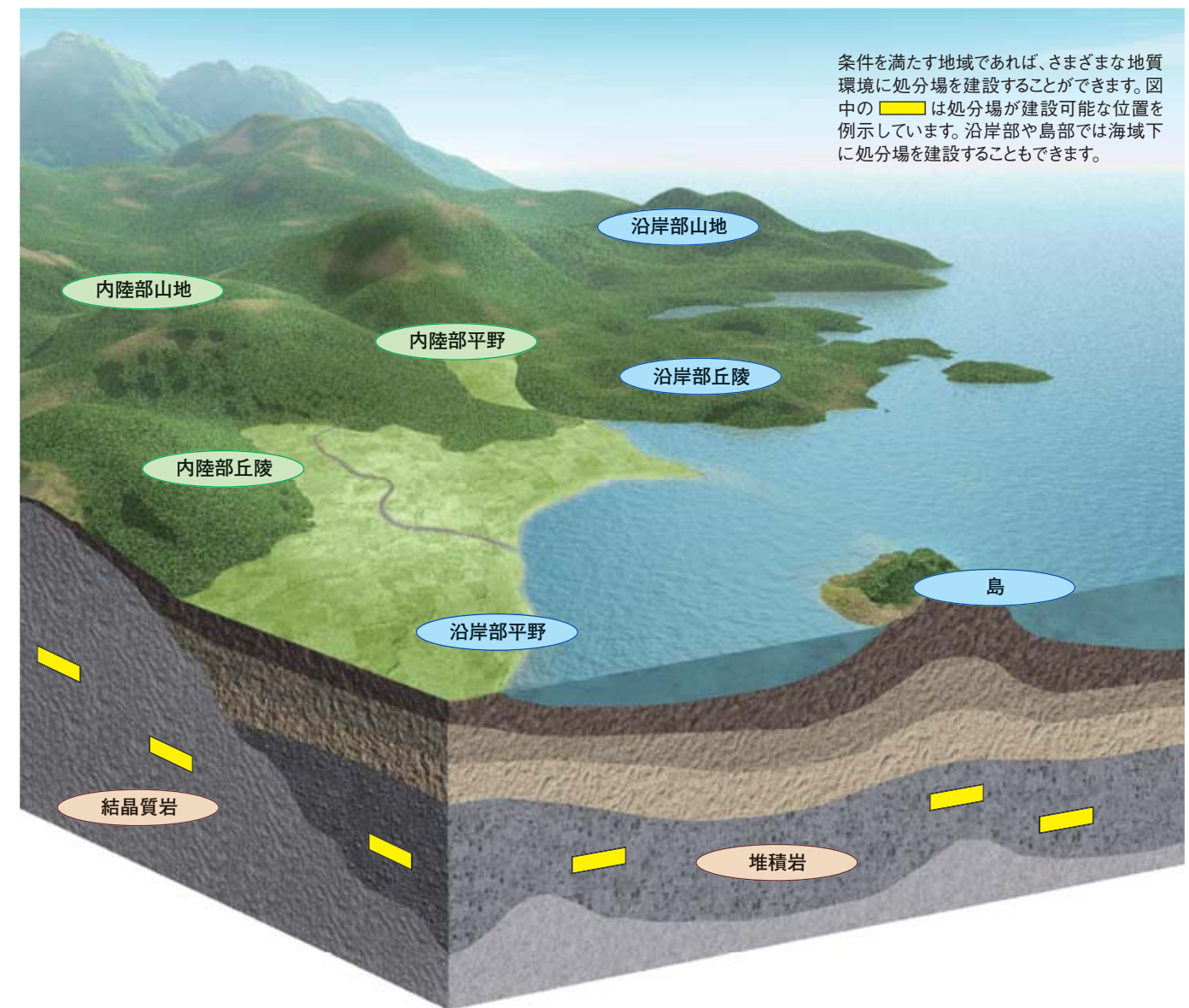
- ①地層の物性・性状に関する事項
- ②地下水の特性に関する事項
- ③地質環境の調査・評価に関する事項
- ④建設・操業時における自然災害に関する事項
- ⑤土地の確保に関する事項
- ⑥輸送に関する事項

### 精密調査地区・処分施設建設地の選定

概要調査地区の中からボーリング調査などの結果に基づき、精密調査地区が選ばれます。さらに精密調査地区の中から地下の調査施設などにおける調査結果に基づき、処分施設建設地が選ばれます。その後、国による安全審査を経て、処分施設が建設されることになります。

## 処分場の建設に適した地質環境 建設可能な地域はさまざま

処分場の建設地として選ばれる地域については、地理、地形、地質学的にさまざまな可能性があり得ます。地理的には内陸部、沿岸部、地形的には山地、丘陵、平野、地質学的には結晶質岩（注3）、堆積岩（注4）などが考えられます。



条件を満たす地域であれば、さまざまな地質環境に処分場を建設することができます。図中の黄色の長方形は処分場が建設可能な位置を例示しています。沿岸部や島部では海域下に処分場を建設することもできます。

（注1）地質環境：地層処分観点からみた地下の環境をいい、岩盤とそこに含まれる地下水などの要素からなります。ただし、本資料では地理と地形も含めて広義に用いています。

（注2）第四紀：約170万年前から現在までの地質学における時代のことです。

（注3）結晶質岩：マグマが冷えて固まってできた火成岩（例：花崗岩）および、既存の岩石が熱や圧力によって変化してできた変成岩（例：結晶片岩、片麻岩）のことです。

（注4）堆積岩：海底や河床などに運ばれた泥や砂などの堆積物や、火山噴出物などが固まってできた岩石（例：砂岩、泥岩）のことです。